

昭和村成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

福島県昭和村

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 成年後見制度の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-4 上位計画・関係計画との整合・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状と課題

- 2-1 人口及び世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 高齢者数及び高齢化率の推移・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-3 要介護認定者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-4 要介護認定の申請における認知症高齢者の割合・・・・・・・・ 4
- 2-5 障害者手帳所持者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-6 成年後見制度の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-7 相談件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-8 成年後見制度利用促進に関する課題・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 基本理念と基本目標

- 3-1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3-2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ① 権利擁護支援が必要な人の早期発見・・・・・・・・・・・・ 7
 - ② 早期の相談・対応体制の強化・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ③ 「権利擁護支援チーム」による支援体制の整備・・・・・・・・ 9
 - ④ 地域における「協議会」の設置・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 中核機関の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 成年後見制度の利用が困難な人への支援
 - ① 村長申立てによる支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ② 成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 計画の推進に向けて

- 4-1 計画の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4-2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4-3 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1章 計画策定の趣旨等

1-1 計画策定の趣旨

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等があることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある方々への権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定し、市町村に対しては、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと明示しました。

「昭和村成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」）は、昭和村の高齢者・障がい者等が住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度に対する方向性を示し、取り組みを継続的・体系的に実施していくため策定したものです。

1-2 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりすることのないように支援する制度です。この制度は判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

（1）法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれる支援者（以下「成年後見人等」）が、主に法律面で本人を支援する制度です。法定後見制度は本人の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられています。

類型	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

(2) 任意後見制度

現在、判断能力が十分にある人が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ本人が選んだ任意後見人に代わりに行ってもらう財産管理や日常生活上の契約内容(任意後見契約)を公証役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることとなります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律
(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

1-4 上位計画・関係計画との整合

本計画は、「昭和村振興計画」を上位計画とし、「昭和村地域福祉計画」、「昭和村高齢者福祉計画・昭和村介護保険事業計画」、「昭和村障がい者計画・昭和村障がい福祉計画・昭和村障がい児福祉計画」等その他の関連計画との整合性を図ります。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	…	
第6次振興計画(R3~R12)		前期計画					後期計画		
地域福祉計画		5年間							
高齢者福祉計画・介護保険事業計画		第8期計画			第9期計画				
障がい者計画		6年間							
障がい福祉計画		第6期計画			第7期計画				
障がい児福祉計画		第2期計画			第3期計画				

1-5 計画の期間

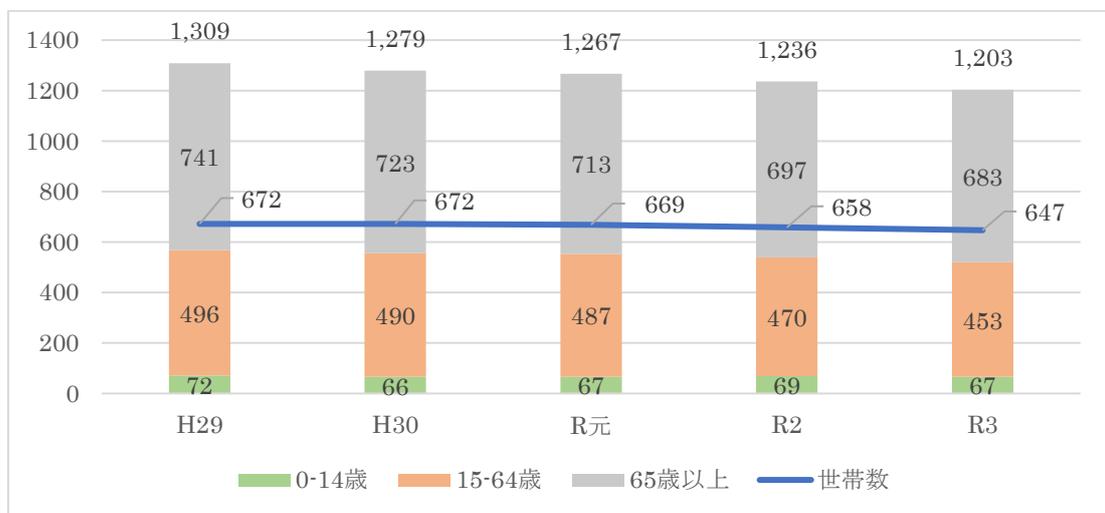
本計画の期間は、国の第二期計画期間と同様に、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

第2章 現状と課題

2-1 人口及び世帯数の推移

本村の人口は、令和3年4月1日現在1,203人で平成29年4月1日現在と比較して106人の減となっています。年齢3区分でみると「65歳以上」の減少と同程度の割合で「15～64歳」も減少傾向となっています。

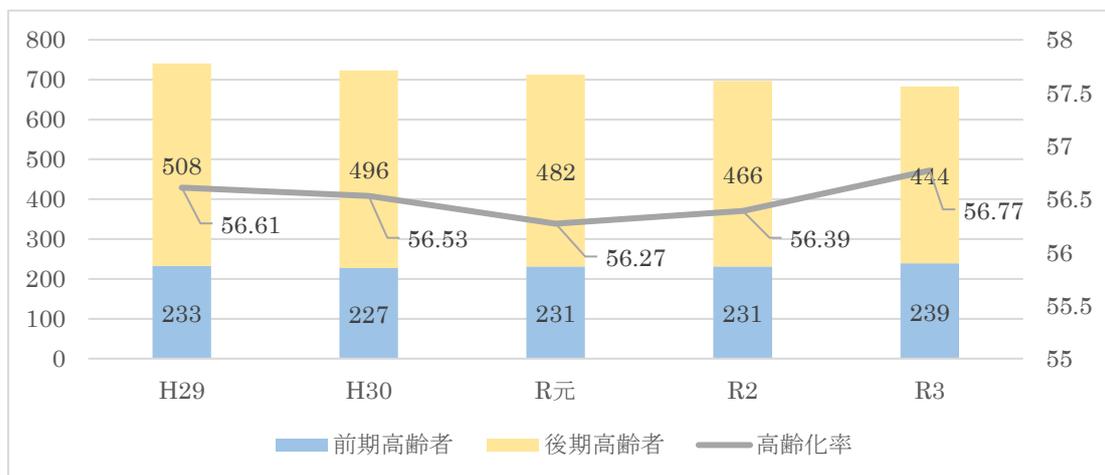
一方、世帯数は令和3年4月1日現在647世帯で平成29年4月1日現在と比較して25世帯の減となっており、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。



※各年4月1日現在 住民基本台帳数値

2-2 高齢者数及び高齢化率の推移

高齢化率は令和3年4月1日現在56.77%となっており人口の2人に1人が65歳以上となっています。65歳以上75歳未満の前期高齢者は横ばいで推移しており、75歳以上の後期高齢者が減少傾向となっています。

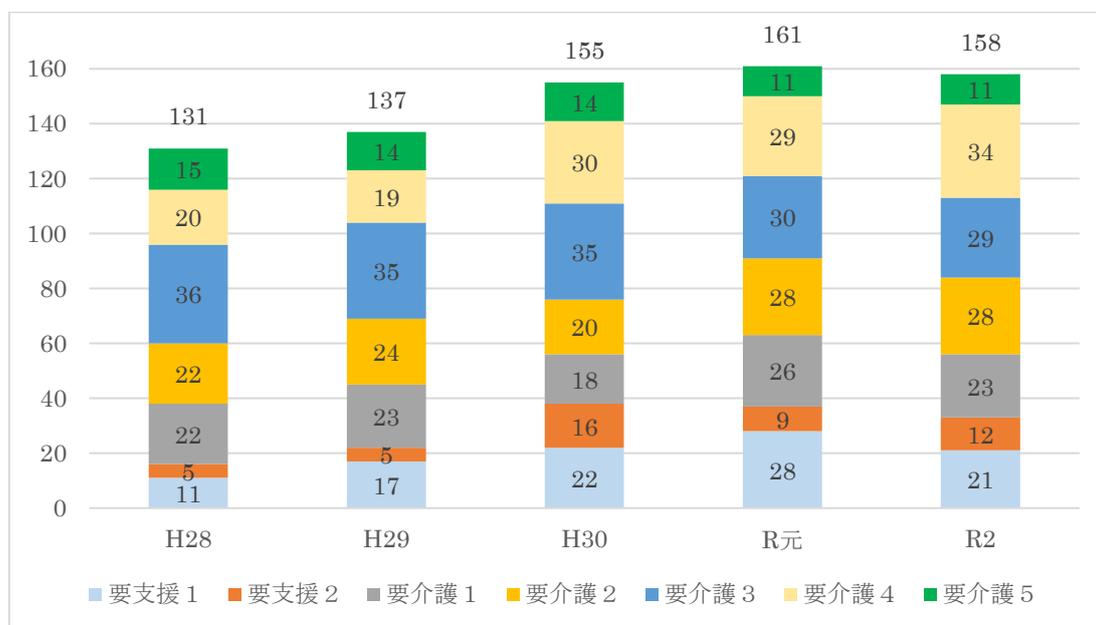


※各年4月1日現在 住民基本台帳数値

2-3 要介護認定者数の推移

要介護認定者は令和2年度で158人となっており平成28年度以降、やや増加傾向にあります。

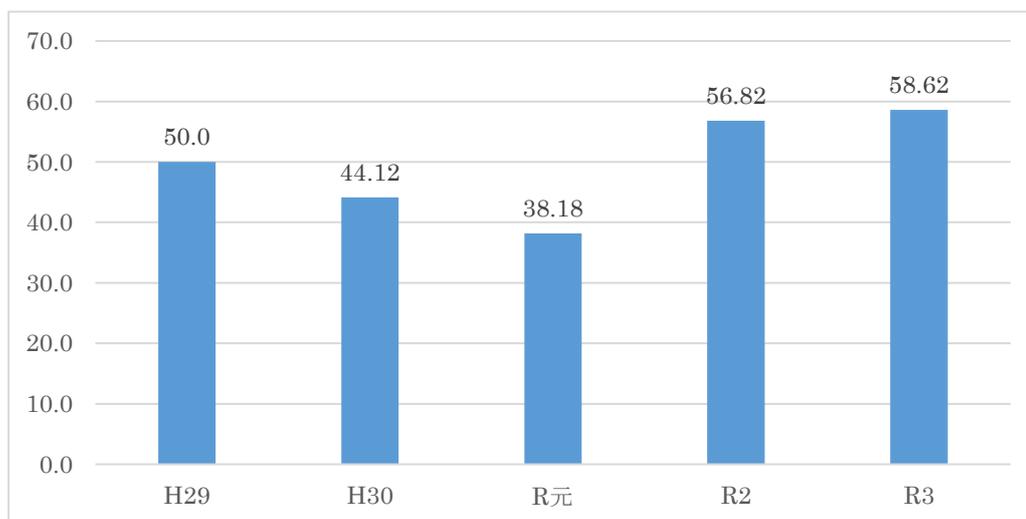
また、令和2年度の介護度別の分布は要介護4が最も多く、ついで要介護3、要介護2となっています。



※介護保険事業状況報告年報数値

2-4 要介護認定の申請における認知症高齢者の割合

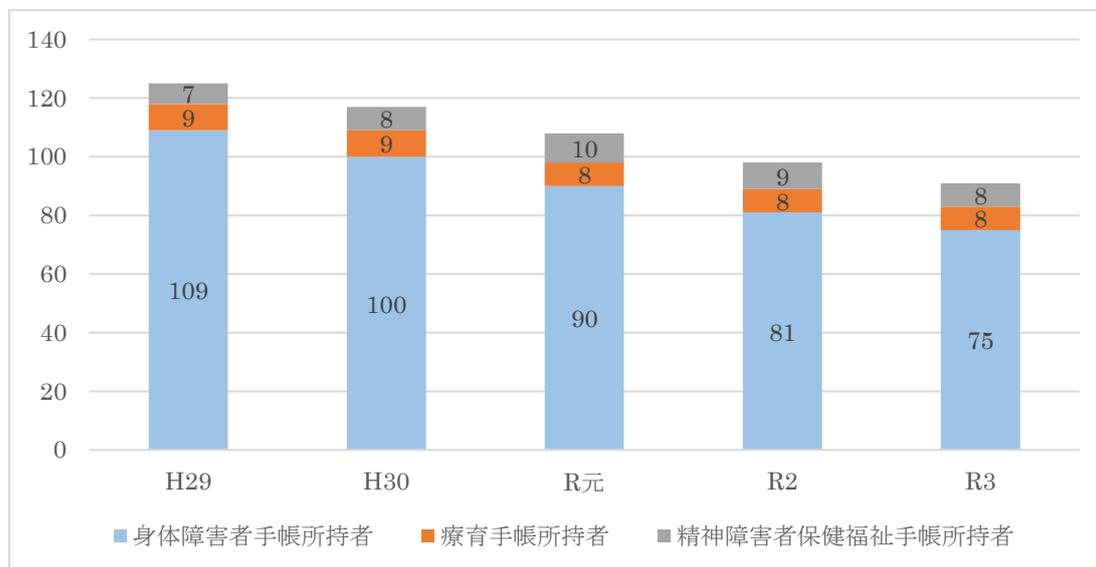
要介護認定の新規申請及び区分変更申請を行った高齢者のうち、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の割合は令和3年度で58.62%となっており令和2年度以降増加しています。



※各年度（令和3年度は12月31日まで） 村台帳数値

2-5 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」は人口の減少に伴い減少傾向にあります。「療育手帳所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者」は横ばいで推移しています。



※各年4月1日現在 村台帳数値

2-6 成年後見制度の利用状況

本村における成年後見制度の利用者は、令和2年12月31日現在で、保佐1人のみとなっており、会津管内の利用状況と比較しても少ないことがわかります。

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など特に必要があるときは村長が成年後見人選任の申立をすることができますが、これまでに実績はありません。

	人口	法定後見				任意後見	市町村長申立
		後見	保佐	補助	計		
昭和村	1,244	0	1	0	1	0	0
会津管内	231,649	371	114	14	499	11	190

※人口…令和3年1月1日現在 国勢調査に基づく福島県の推計人口
 ※その他…令和2年12月31日現在 福島家庭裁判所統計数値

2-7 相談件数の推移

成年後見制度等の相談件数は、昭和村社会福祉協議会で実施している専門職による相談会においては令和元年度の弁護士相談会で1件です。

また、令和3年度にNPO法人あいづ安心ネットが主催した、成年後見巡回相談会において1件です。保健福祉課や昭和村社会福祉協議会への直接的な相談はありませんでした。

また、成年後見制度の前段となる日常生活自立支援事業（あんしんサポート）は判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、令和元年度に事前相談支援が2件ありましたが、その後利用契約には至っていません。

■成年後見制度に関する相談件数

	H29	H30	R元	R2	R3
弁護士相談会	0	0	1	0	0
成年後見巡回相談会					1

※村・昭和村社会福祉協議会実績

■日常生活自立支援事業に関する相談件数

	H29	H30	R元	R2	R3
事前相談支援	0	0	2	0	0

※昭和村社会福祉協議会実績

2-8 成年後見制度利用促進に関する課題

(1) 制度の周知・理解の促進

本村では単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、要介護認定者の重度認定率や認知症高齢者の割合も高くなっていることから、今後、制度に対するニーズは高まることが予測されます。

また、制度に対して、本人をはじめ、家族や地域住民、福祉・介護・行政の職員等への周知や理解が不十分なために制度が活用されていないことも考えられます。

こうしたことから、制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努めることが必要です。

(2) 権利擁護支援に向けた連携体制の構築

成年後見制度等の利用を必要とする場合に速やかに対応できるように、行政、保健、医療、福祉、司法関係者等とネットワークを構築しておくことが必要です。

また、制度の利用につながった後も継続的に見守り、対応する仕組みを構築し、本人の生活を支援していくことも求められています。

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

『一人ひとりの意思と権利が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができる支え合いの村づくり』

成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の体制整備を行い、住民・地域・行政・関係機関がともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会とは…

制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことです。

3-2 基本目標

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていること気づくことができない場合もあります。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいます。

このため、**各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人**が、**尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要**があります。

① 権利擁護支援が必要な人の早期発見

権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）、自ら声をあげることができない人のために、地区の民生委員や高齢者見守り支援員、地域住民、保健・医療・福祉・介護・法律の専門職、役場関係部署、商工会、金融機関等と連携して、支援が必要な人の早期発見に努めます。

■ 具体的な取組

事業名	事業内容
民生児童委員活動	担当区域内の声かけ、安否確認などの活動を通して住民の実態や福祉需要を日常的に把握し相談に応じます。
見守り活動事業	高齢者宅等への訪問活動を通じて安否確認を行うとともに、高齢者の不安解消と心身状態の把握を行います。
認知症カフェの開催	認知症高齢者やその家族、住民等が集まり、お茶を飲みながら悩みを相談したり、情報交換や仲間づくりなど気軽に参加できる場所を提供します。
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。
役場関係部署間の連携	納税・各種料金（保険料、上下水道料金等）に関する相談等を受けの中で、支援の必要性を把握した場合は、速やかに関係部署間で情報連携を行います。
総合福祉ネットワーク推進事業	高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。

② 早期の相談・対応体制の強化

早期の段階から成年後見制度の利用について相談できるよう、村民に身近な相談窓口となる保健福祉課や包括支援センター、社会福祉協議会で相談・対応を行う体制を強化します。

■ 具体的な取組

事業名	事業内容
広報事業	<p>広報誌やパンフレット等により、村民向けに制度や事業の内容、相談窓口等の周知を行います。</p> <p>また、村民向けの研修会・相談会等や、福祉・介護・行政の職員や地域の支援者向けの研修会・事例検討会等を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行います。</p>
相談体制の強化	研修会等の積極的な参加を促し、福祉・介護・行政の職員の資質向上を図り、相談者やその家族が抱える問題を受け止め、必要に応じて適切な支援につなげます。

③ 「権利擁護支援チーム」による支援体制の整備

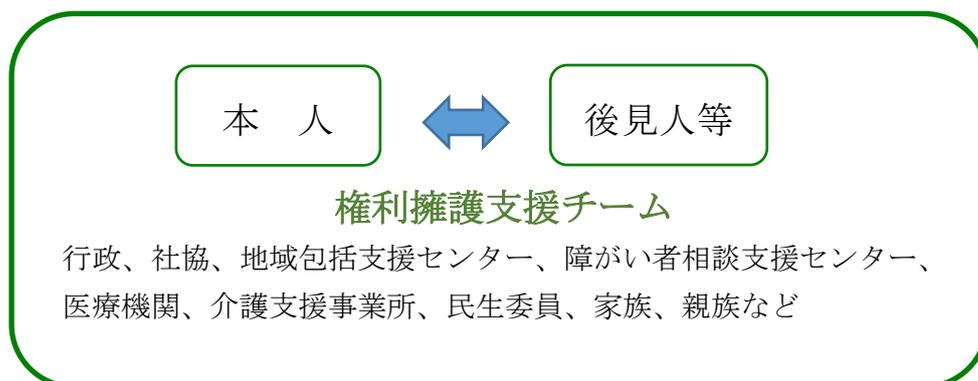
権利擁護支援チームとは…

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・医療・福祉の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意志及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

具体的には、「地域ケア会議」などの個別ケース会議のメンバーを「権利擁護支援チーム」と位置づけ、後見等開始後には後見人等が加わり支援を行います。成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、意思決定支援・身上保護を重視し、本人の意志、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする体制構築を目指します。

また、必要に応じて中核機関や専門職が「権利擁護支援チーム」の課題解決に向けた支援や相談に応じます。



④ 地域における「協議会」の設置

協議会とは…

各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。なお、協議会は地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置します。

市町村による協議会

1. 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議
個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」、「権利擁護支援チームの形成支援機能」、「権利擁護支援チームの自立支援機能」の「支援」の検討・協議を行う場。
2. 家庭裁判所との連携
模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。
3. 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議
個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。

具体的には、「権利擁護支援チーム」に法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）、関係機関などを加え「協議会」と位置づけ、「権利擁護支援チーム」をバックアップする体制整備を図ります。なお、会津11市町村圏域においても「協議会」を設置し、地域の課題等について共通理解を図り、検討・協議を行う予定です。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組については、「昭和村保健福祉審議会」にて協議を行います。

(2) 中核機関の整備

中核機関とは…

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下の役割を担います。

1. 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に行うためのコーディネートをを行う役割
2. 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

具体的には、令和4年7月から、中核機関を会津11市町村（会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）において、広域的に設置する予定です。

(3) 成年後見制度の利用が困難な人への支援

① 村長申立てによる支援

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難な場合や身近に申立てる親族がない場合、または虐待等の事案においては、村長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。

② 成年後見制度利用支援事業

申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対して、これらの費用を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

4-1 計画の目標値

各種施策の目標値を次のとおり設定します。

評価項目	現状値（令和3年度）	令和8年度までの目標値
広報等による情報発信	未実施	1回以上/年
住民アンケートによる制度の認知度	未実施	50%
住民向け研修会の開催	1回	1回以上/年
支援者向け研修会の開催	1回	1回以上/年

4-2 計画の推進体制

成年後見制度にかかる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して計画を推進していきます。

4-3 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理と評価は、関係機関や民間団体等で構成し、総合的な保健福祉施策の推進のための協議の場である「昭和村保健福祉審議会」に諮り関係機関等との連携を強化していきます。

本計画における基本目標については、PDCAサイクルによる進行管理を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。